慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国自由主義の終焉
Sub Title	
Author	浜田, 恒一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.11 (1932. 11) ,p.2291(77)- 2323(109)
JaLC DOI	10.14991/001.19321101-0077
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19321101-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の變動を外部的與件（例、人口、地理的環境、社會組織、生産技術等）の影響によるものとして研究してゐる。シュンペーターの如きは、明かに次の如く述べてゐる。「力學の諸法則は、重き諸物體が何等かの力の影響によつて如何に運動するかを吾々に語るが、別にこの後者（註、力）の本質は研究せず、そして力學は、斯かる力が何等外部からそれ等に作用しない場合には、正に何の運動もなく、又何等新たな力學的性質の現象を生み出さざることから出發する如く、純粋經濟學も、外部から與へられた條件の影響によつて經濟が如何に構成されるか、そして斯かる條件の外部から來る變動に對して如何に經濟は順應するかに就いて形式的法則を吾々に與へるのであり、從つて事實純粋經濟學は斯かる見解よりして『經濟の内的發展』を正に抽象するのである。」と。（Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung. S. 470-471）斯くて數理經濟學者は、純粋經濟學の對象を經濟的均衡理論に限り、それを力學化せんとする限り、對立物の統一（生産力と生産關係との矛盾的統一）による經濟現象の自己發展は研究されず、それが爲に一方に於て、經濟學を獨立科學たらしめんとする彼等の企圖は、却つて反對の結果を來すし、他方に於て、吾々の實踐にとつて最も必要な經濟現象の自己發展の法則を研究せざる所のその理論體系は、實踐に對し最も少き、否なる全く寄與する所なき理論とならざるを得ぬ。

以上に於て、數理經濟學の機械論的誤謬の指摘を終ると共に、量の範疇に關する項を結ぶ。「質量」の範疇の研究は次の機會に讓る。

英國自由主義の終焉

濱田恒一

十月二十日附東京朝日新聞夕刊は「特惠關稅にたより自由貿易を解消」と題して、オッタワ會議の結果、各地に於いて行はれたる關稅の引上げを論じてゐる。一ケ月前の讀賣新聞は「擧國一致內閣の分裂を賭して、傳統の自由貿易主義を放棄し」云々と論じた。英國の保護主義傾向は決して最近の事ではないが、併し保護主義は從來選擧戰では不利な主義であつた「傳統の自由主義は深く根ざしてゐた。併し近時の英國殊に大戰後の英國經濟の客觀的事實は、既に自由主義に不適合なものとなつてゐた。屢、見る如く、其處でも事實はイデオロギーに先行した。やがてイデオロギーもその背景の變化に適合せざるを得なくなつた。併し最初の自由主義國は亦最後の自由主義國でもあつた。一九三〇年の關稅平和會議に於いて、關稅平和を唱ける各國の中、肚の中でも左樣に冀つてゐたものは、英國だけだつた。併しその英國も、自己の欲すると否とに拘らず、事實は既に保護主義の國となつてゐた。此の一文は、自由主義の宗家たる英國が、自由黨の沒落に見る如く、輓近に至つて、遂に永年の傳統を放棄して保護主義へ轉向し、世界關稅障壁の一部を形成するに至れる徑路を、概說することを目的とする。論述の順序として自由主義の勃興を要說しやう。

近世的なる生活自由は中世的社會組織の崩壞に始る。その頂點をなすものは、アダム・スミスの自由主義が最も

徹底的に實踐化されたる第十九世紀前半の英國經濟生活である。マーカンチリズムはこの發端と極盛の過渡時代を代表するものである。人は屢〻アダム・スミスが「國富論」の第四編に於ける論述に誤られて、重商主義と「自由貿易論」との對立的一面のみを觀察し、以て兩者を氷炭相容れざるもの〻如くに信ずる。若し吾等の視野を近世にのみ限るならば、正に兩者の對立的側面は特出するに至り、從つて前述の如き見解を抱き、自由貿易論を以て重商主義の反動的思想と看做すに至るば、一應自然である。然るに視野を少しく擴大し、中世的生活と重商主義時代の生活とを對比するならば、後者が著るしく自由なるを見出すであらう。こ〻に於いて重商主義と「自由貿易」とは、その「自由」さに甚だしき逕庭の存するに關らず、對中世的見地より言へば、同じ自由主義の流れに棹さすものであることを知り、重商主義の眞義は却つて自由主義の先驅たるに存することを知る。

英國に於ける貨幣經濟の發達は、その王領に於いては、早くも第十二世紀に惹起した。第十一世紀の後半に存在し始めたる商人ギルドは第十二世紀中には英國の總ての大都會に勃興した。併し乍ら、第十三世紀の中頃に至るまで、英國の貨物――羊毛、羊皮、柔皮、錫及び鉛――の輸出は殆んど全部外國商人の手に在つた。然るにこの頃に吾人は英國の産物を外國市場に輸出する英國商人の團體の發生を跡づけることが出來る。ステェプルとして知られてゐる組織が始めて發生したのは、當時のことである。ステェプルは各所に移された後リチャァド二世の中頃、永久にカレェに置かれることゝなつた。

英國はその國内に金銀を産出すべき礦坑を有しない。然も貨幣經濟の發達は貨幣の必要を感ぜしむること大である。然らば如何にして英國は之を獲得し之を保持すべきか。この問題に對する最初の實踐的答辯をなすものは、取引平衡の制度であつた。即ち國家は重要輸出品の凡ゆる取引に干渉し、之をして直接地金銀を强制的に誘入せしめ、且つ一度得たる金銀は再び之を國外に逸出することなからしめむとする法制である。一千三百八十一年前記リチャアド二世は金銀の輸出を禁じ、外國人の輸入せる貨物の價値の一半（後には全部）は、必ず英國輸出品の購入に費さるべきを規定した。

然るにヴァスコ・ダ・ガマ及びクリストフォロ・コロムボオ等の航海は遂に通商問題を經濟問題中の首位に押進めた。貨幣取得の問題は益〻重要化した。而して之が方法如何に關して議論は二つに分れた。一は自國内に誘入せられ、自國外に逸出する貴金屬そのもの〻移動を、直接に注意せんとするものであり、他は財貨の輸出入管理により間接に之を取得せんとするものである。前者を採るものは古き地金論者であり、後者を撰ぶものは新たなるマーカンチリストであつた。

第十六世紀は尙地金主義的政策の支配するところであつた。第十六世紀の末年を以て、東印度貿易會社はその免許狀を得た。英國商業資本主義はその極盛時に入らんとしつ〻あつた。當時東印度貿易に加へられたる非難の一は、同貿易の發生以來、不必要品の輸入によつて、英國の鑄貨及地金銀が流出し去るといふに在つた。同會社の重役にしてマーカンチリストのプリンスと稱せられたるトーマス・マンは、一千六百二十一年「貿易論」を以て、之等の非難に應へた。その要旨は東印度會社が年々國外に輸出する金は、遙に價値大なる貨物となつて英國に歸り、以て英國々富を增大せしむる事を主張するに在つた。かくの如き所論は、金銀の輸出を殆んど悉く禁止せんとする地金論者の意見に比較して「自由」なるものである。問題は個々の取引に於ける金銀の流出入の上より、例へば東印度貿易といふ如く、一國一地方、との貿易全體の上に移された。たとへ一時的に金銀を輸出するも、これに依つてより

大なる金銀が英國に流入するならば、即ち當該貿易にして出超ならば、恰も呼び水の如く、そは憂ふべきことではないのである。かゝる見解を吾等は特殊貿易平衡論と稱する。この特殊貿易平衡論は英國貿易が獨占會社の手に依りて行はれつゝあつたことの反映である。獨占會社を代表するものは、制規會社たるマーチヤント・アドヴエンチユアラーズと、株式會社たる東印度會社であつた。然るに貿易の發達と共に、會社外の商人はその數を增加し、その勢力を增大した。而して商事會社の排他的特權の違例なることは明瞭となつた。一千六百二十五年の獨占條例は、貿易の自由に向つて一歩を進めたるものである。同條例は何人と雖も私的利益の爲めに、全英國市民の平等の權利たるものを獨占すべきでないとの原則を確立した。東印度會社は一千六百九十一年より一千七百二年に至る間に於いて、廣汎なる國民的基礎の上に改造せられた。大體より云へば、第十七世紀の特色たりし獨占的勅許會社に依る外國貿易は、今や自由なる私企業に道を讓るに至つた。かくて貿易學說は再び變化しなければならなかつた。特殊貿易平衡論より一般貿易平衡論への推移これである。總て受理せられたる輸入に對しては、輸出に於いて對價を支拂はざるべからずとするの論は、先づ一千六百九十年ニコラス・バーボンに依つて明確に主張された。彼に從へば從來、交易は餘りに狹隘なる見地から觀察された。論者は彼等が主として利害關係を有する交易の特殊部分に囚れたが爲めに、全體と部分との間の權衡の法則を顧慮しなかつたといふ。即ちバーボンは先づ特殊交易の見地より離れて、一般交易の見地より立論せんとするものであつた。外國貨物の輸入は、必ず之に對應する輸出を有するが故に前者を禁止することは、後者の爲めの生產を無用に歸せしめることに依つて、却つて自國民を害するものであるといふ。やがてデヴィツド・ヒユーム出づるに及んで、彼以前の貿易論は遂に總決算を受けた。ヒユームに從へば、貨幣は本來商業の目的に非ずして、單に交易の車輪の運動を容易ならしむる油に過ぎない。一國の貨物の價格は、その貨幣の多寡に比例するものであるが故に、その豐富の程度は毫も重要事ではない。自國の正貨にして流出せば物價は下落し、輸出增加、輸入減少を生じて爲替相場は有利となつて正貨は流入する。反對の場合には反對の結果を生ずる。從つて貿易の自然的作用は、隣接諸國民の間に、各國民の技術及び工業に殆んど比例する貨幣を保持せしむるものである。かゝる貨幣定量說は、人爲的手段に依つて、貨幣又は地金銀の輸入を增加せんとする政策の無用を曝露する。かくて一般貿易平衡論も、遂に自由貿易論にその道を讓らざるべからざるに至つた（註）。

一七七六年經濟的自由主義の巨彈「國富論」はヒユームの親友アダム・スミスに依つて放たれた。社會を支配する自然法の存在と仁慈とに對する確信を基礎とし、スミスは僅少の例外的場合を除き、全經濟生活の自由放任を高唱した。併しその自由放任は經濟社會の總ての事件に對する不干涉を意味するのではない。自由は「フエアプレイの原則に反せざる限り」に於いて許容せられる。それは通常の語義に於ける不正なる行爲の禁止を意味するは勿論なるも、更に集團行爲、少くとも自由競爭上に於ける集團的行動の排除を意味する。それは資本家及び勞働者各自の間に於ける團結を拒否する。それ故に、スミスは個人的自由主義者と稱せられる。

スミス主義の背景をなすものは、工業資本主義發達途上の英國經濟生活である。それは產業革命に先だてる英國ではあつたが、トインビーの言ふ如く、元來產業革命なるものは、それ以前より行はれつゝあつた革新期中の、特に革新速度の急速なる一時期を指稱するものであり、從つてスミスの背景は產業革命時代とその傾向を同じくする社會でなければならない。商業資本主義國としての英國は、その標的和蘭を壓倒して、世界海上權の支配と共に、亦その經濟的支配權を掌握した。かくて蓄積された巨大なる資本は內國工業の支配に向けられた。それは商人資本たる本來の性質上、商業的道程を通じて行はれた。手工業者の有する商業的機能の奪取を通じて行はれた。即ち、販

路の擴大と需要の增加とは、註文生產者としてのギルド親方の有する如き狹少なる商業的機能を凌駕した。需要は商人の手に統割されて、親方は之に對する生產者と變じた。增大せる原料買付も亦商人の支配する處であつた。進んでは作業機具そのものまでが商人に依りて貸付されるに至つて、商人資本は生產過程をも支配し、遂に工匠は單なる賃銀勞働者となり下つた。家內工業は成立した。手工業に比して家內工業は確に大なる供給をなすことが出來た。併し更に人口が增加し需要が增加するに及んで、家內工業の能力は之を充分に滿たし得ない。何故ならば家內工業は手工業の組織を變化せしめたけれども、その生產技術を進步變改せしめなかつたからである。一言にして云へば、ハンド・ウアークは行塞つたのだ。それだのに、舊來の諸制度は尙多く存在して、新たなる生產技術の進步を阻止し、それ故に經濟生活一般の發展を妨碍した。ジエームズ・ワットが蒸氣力を應用する一工場を建設せんとした時、グラスゴーのギルドがそれを許さなかつたが爲めに、遂にアダム・スミスがギルドの權力の及ばざる大學の構內に之を建設せしめた一挿話は、這般の消息の一端を窺はしむるに足るものである。スミスの自由放任論はかゝる狀勢下の要求を大膽率直且つ全般的に表明せるものに他ならない。

生產力增大の要求は漸時に滿されて行つた。その過程は同時に工業資本主義確立の過程である。今之を數個の產業に亙つて探ぐるならば、次の三時代に分割することが出來る。

一、初期機械發明時代。家內工業の工場工業による代替を特徵づけるもの

二、製造業に於ける新動力の進化。蒸氣力の製造工程への適用

三、蒸氣交通機關の進化。その產業に對する關係。

その結果を例へば木棉業に就いてみれば、一七三〇年の原棉輸入高は一、五四五、四七二封度であつたが一八三一年には二八七、八〇〇、〇〇〇封度、一八四一年には四八九、九〇〇、〇〇〇封度となつた。約三百十七倍！（註）鐵生產は一七四〇―一八三九年の間に於いて七十五倍！（註）而してこの二產業は炭坑業と共に近代英國資本主義の基礎たるものである。この基礎的產業の驚異的發展は、英國資本主義の優越を決定的なものとした。

先進資本主義國としての決定的優越性を獲得せる英國が、自由貿易國として世界市場に臨めるは自然の數である。この方向への最も重要なる實踐的運動は、マンチェスター派のそれであつた。マンチェスター派の中核をなすものはアダム・スミスより傳承せる自由貿易論である。スミス自身は、自由貿易論が英國內に行はるゝを期待するは、ユートピアを期待するものであると稱したが、自由貿易に對する障碍はスミスの豫想より遙に少なるものであつた。この事實は直接的にはマンチェスター派の影響に負ふ處大なるものである。一七七六年「國富論」が出版されて後、宰相ピット（その支配は一七八三年―一八〇一年）が歷然たるスミス主義者として現れるに及び、その影響は顯然たるものがあり、遂に一八二〇年ロンドン商人の議會請願書に於いて、スミス主義は最も勇敢に主張された。次いでエヂンバロウの商業會議所も同樣な請願を提出した。此等の爲めに下院選任委員會が任命され、一八二〇年六月十八日附同委員會報告は、前記請願書に一致せるものであつた。これが原因となつて關稅改正が行はれた。然るにこの間に一の反動的事件が起つた。それは一八一九年大ブリテンと愛蘭との間に貿易の完全なる解放の請願が、現存關稅を二十年間延長することに依つて廢止されたのである（但し五年每に、關稅は四分一づゝ低下せしめられる）この事件は一八二〇年マンチェスター商業會議所の再建となつた。新團體の最初の仕事は此の反動的法令に對して抗議することであつた。この抗議は政府及び議會に向つてなされ、遂にその目的を達した。爾來、保護反對の見解は永くマンチェスターの商人及び製造業者の心を捕へ、殆んど每年商業會議所に現れた。特に穀物輸入稅は最も激

烈な活動を惹起した。一八三八年コブデン、ブライト等の反穀物法聯盟は作られた。一八四六年遂にピールは諸種の關税を廢止した。大部分の穀物關税は廢止され、僅に殘つた關税は一八六九年までに廢止されることになつた。原料品關税が廢止され、半製品及び一部の完成品に對する關税も廢止された。それはブルジョアジーが地主階級に對する徹底的勝利を示すものである。最も早く資本主義化する國土は最も多くの經濟學者を出した。この間に在つて、リカアドオ、シイニオア、ミル等の自由主義經濟學者が輩出し、世界經濟學史上未曾有の光輝ある時代を現出せるは周知の事實である。

平等なる能力を有せる者の間に在つても、競爭は悲慘を生む、況んや社會的不平等が既に存在せる社會に對して適用されたる自由競爭哲學は、その當初の夢を裏切られることが大であつた。各自の有する經濟的能力の自由なる行使は、何を實踐的に意味したか。資本使用の自由と勞働力販賣の自由。然も前者が文字通りに行ひ得るものであるに對し、後者が殆んど名義上に止ることは述ぶるまでもない。團結を禁ぜられたる勞働者が、資本家に對して如何なる競爭力を持ち得よう。彼等がその競爭力を發揮し得るはその仲間に對してゞある。それは勞働條件の低下を必然的ならしめる。洵に勞働階級の窮乏化は、世界の覇者英國の光輝の反面であつた。幼少年勞働の狀態は前よりも雄辯に之を物語つてゐる。固より幼年勞働は決して産業革命の發見にかゝるものではなく、英蘭に於いては既に第十一、二世紀の交に、産業の一要素として存在してゐたのではあるが、之が社會の注目を惹くに至つたのは第十八世紀の後半以後であつた。都會に於ける兒童勞働者として最初に注意されたのは煙突掃除兒童であつた。彼等は七年間三十志乃至三十志で賣られた。その年齢は六才乃至八才を普通とし四五才のものもあり、甚しきは三才の幼兒さへ使用されたのである。彼等の勞働は眞に强制的であつた。眞暗な狹い煙突！それだけ既に幼兒を恐怖せしめる。こゝに於いて、情深い親方は撲つか又は煙突の頂上に菓子を置いて誘ふ。無情な親方はピンで刺して登ることを强制した。之に對し、田舍に於ける被虐待兒童は炭坑兒童勞働者であつた。朝三時から四五才の幼兒は寢床から引出され夜五時まで採炭に使はれた。「レース製造業に從事してゐる都市勞働者は、他の文明世界に類のない苦痛及び窮乏の犧牲となつてゐる。九才乃至十才の兒童達が朝の二時、三時又は四時に寢床から起され、かつ〳〵の生活を得る爲めに、夜の十時、十一時、甚しきは十二時までも勞働せしめられる。一日の勞働時間を十八時間に短縮するやうにと歎願するため、公の會議を開く町（ノッチンガム）――かゝる町のことを我々は何と考へたらいゝだらう」これは州判事ブルートンが一八六〇年一月十四日の會議で述べた言葉である。幼兒まで、かくの如くに働いて勞働階級が獲得した生活は、如何なるものであつたか、之を食物に就いてみれば、一週間の榮養量（含窒素成分、無窒素成分及礦物性成分の合計）は

ポートランド監獄囚徒	一八三六・九オンス
イギリス水兵	一八七・〇六
兵士	一四三・九八
馬車製造工	一九〇・八二
植字工	一二五・一九
農村勞働者	一三九・〇八

之を住居に就いてみれば、毛絲工業地たるブラッフォード市では一室に少くて成人八人、多きは十六人の勞働者が住んでゐた。その室は同市救貧醫ベルに從へば「人間の住むに適しない穴部屋である」（註）。

這般の狀勢は如何に自由主義の母國とは云へ、看過され難いものである。シャフツベリーを首班とするトーリー改革論者の一團の活動は遂に一八三三年に於ける、最初の有效なる工場法の制定となつた。之に依つて四人の監督官が設けられた事は、眞に劃期的であつた。最初は法律違反を防ぐ爲めの一定産業への國家支配を意味するに過ぎなかつたが、漸次にその範圍を擴大して遂に合衆王國に於ける全工場及全職場の、そして程度の差こそあれ、生産業の勞働狀態を規制した。然も單に兒童のみならず、成年男女に對しても之を行つた。シャフツベリー派の努力は一八三一年に於いて、機業、冶金及採礦業に於ける實物賃銀制の禁止令を取得した。かくの如きは、英國民の深く愛惜する自由競爭と自由契約との理想を放棄せることを意味する。

かゝる實踐的變化は亦、思想的變化を齎らした。自由主義經濟學者の實踐的矛盾と無能力との曝露は、彼等の學說に對する批判と駁擊を惹起し、之に對立するものとしての英國歷史學派を生むに至つた。兩者對立の學說史的意義は嘗て本誌に之を論じた（第二十六卷第五號）又、その問題はこゝに論ずべきものでもない。筆者が言はむとするは、この新學派發生の經濟的原因が勞働問題に存するの一事である「宗教の爲めに社會改良家となり、社會改良の爲めに經濟學者となれる」異色ある歷史學派の一人、トインビーは言ふ「一八四六年に至るまでは、經濟界の大問題は、制限の撤廢と交易自由の確立であつた。この問題の解決策として、演繹法は適切であり、必須であつた。併し乍らその時以後に至り、彼等は殘存する困難に對し、提示すべき救濟策を有しなかつた。演繹經濟學の提供し得る全部であつた處の制限撤廢に依つて解決されなかつた勞働問題こそ、觀察法を復活せしめたのである……勞銀率は人が左右し得る諸原因の結果に非ずして、一の自然法則の結果であると信ぜられ、且つ、しかく勞働者に向つて敎へられた。賃銀基金說は勞働者の團結を無效なりと宣言した。經濟學は勞働階級と衝突した。かくて經濟學は勞働者階級に依つて變化せしめられた」と。更に歷史學派の他の一人ソーロルド・ロージャーズは、一層痛烈なる語調を以て述ぶらく「經濟學に對する不信任は、勞働者に依つて高く叫ばれた。之は驚くべきことではない。勞働問題は、多數の經濟學者に依つて、腹立たしい不遜な尊大さを以て論じられた。經濟學者達は一切の富が勞働の所産であり、資本は蓄積勞働の成果であり、そは勞働のエネルギーに依つて擴大し、增大されつゝあることを敎へた。然る後、方向を轉じて、勞働者がその數を愚かに增加せる無分別、無鐵砲、無節制を怒罵し、以て、若し勞働者が幾千人も去つたならば、吾等の總てがより良き生活を送り得べきことを暗示する。然るに、寧ろ失はれた方が遙に有益なるべき多數の人々が、安樂な生活を送つてゐる。かくの如き痛ましき光景の歷史的原因を探り、又は何等かの永續的愚行が、貧窮の主原因たらざるやを發見せんとする如何なる企てをも、經濟學書中に見出したことはない」と。

かくの如くにして學者も實際家も漸次、無拘束的自由主義への信仰を失ひつゝあつた。併し乍ら、彼等の反自由主義は未だ內國的問題に限られてゐた。自由貿易への信仰は尙依然として存在してゐた。

やがてそれも亦破らるゝの日は、次第に近づきあつた。それは世界資本主義が産業資本主義から獨占資本主義即ち資本主義の帝國主義段階への發展に促されることに依つて來つたのである。歐洲に於いては、此の新資本主義が舊資本主義に取つて代つた時代を、かなり正確に確定することが出來る。即ち、それは二十世紀の初めである。フォーゲルジュタインに依れば、カルテルの歷史に於ける基本的段階は次の如くになる。

一、一八六〇年から七〇年まで、――自由競爭の頂點、カルテルの眞の萠芽時代。

二、一八七三年の恐慌以後。カルテルは大いに發展せるも、未だ一時的現象なる時代。

三、十九世紀末の好況と一九〇〇年――一九〇三年の恐慌。カルテルは全經濟生活の一基礎となつた。獨占資本

主義確立。

この間に於ける歐洲諸國の貿易政策は如何樣であつたか、ドイツは一八七九年、ビスマルクの指導下に判然たる保護關稅の國となり、一八八五年及び一八八七年にその率を高め、一九〇二年農業保護を目的とする特別關稅を定めた。建國以來の保護主義たるアメリカ合衆國は、一八九〇年キンレイー關稅を設定した。これは爾後のアメリカ高率關稅即ち、一九〇九年のペイン＝アルドリッヒ關稅、一九一三年のウンターウッド關稅等の出發點ともいふべきものである。オーストリアが一八七八年に定めたる關稅はヨーロッパの自由主義に初めて深刻な打擊を與へた。前記ドイツの關稅はその翌年に定められてゐる。更に一八八二年及八七年には農業及工業關稅が引上げられた。伊太利も亦オーストリヤと同年たる一八七八年、工業保護關稅へ移行し、一八八七年その率を引上げた。フランスは一八八一年に至つて、その保護主義を判然たらしめたが、一八九二年メリーン高率關稅を設立し、之に依つて所謂二重關稅制度へ移つた。更に一九一〇年の關稅に依つて一層高率關稅國となつた。

此の如き、所謂新重商主義時代に在つて、英國の貿易政策はどうであつたか。一八八七年商標保護法の嚴格なる取扱ひと、疫病を口實とする家畜輸入禁止を行つたに止る。實に第十九世紀、殊にその前半の英國產業は熾烈なる自由競爭の時代であつた。尤も例へば三十年代に於いて、鐵鑛の生產制限を目的とする地方的結合が、時に存在したけれども、それは今日の獨占型態と比較さるべくもない。一八八六年に於ける、不況に關する議會委員會の報告が行はれた時も、專門家達は破滅的競爭を嘆きはしたけれども、然もその時代を通じて、這般の競爭を結合に依つて弱めむとする努力は、全く見られない。ロバート・リーフマンはその「保護關稅とカルテル」に於いてさへ、これを見出し難いことを述べてゐる。併し之を以て直ちに、當時の英國には獨占組織が無かつたと速斷してはならない。リーフマンの慧眼が看過しなかつた如く、纖維工業に於いて、少數の獨占的企業が存在してゐた。これ等少數の獨占的企業は、その組織及び活動の範圍に於いて、大陸又はアメリカのそれ等とは全く異り、亦、その進展も緩漫ではあつたが、產業組織の新發展への道を淸めたのであつた。論者の中には、かゝる獨占組織發展の緩漫を、自由主義思想に歸せしむるものがあるけれども、筆者はヘルマン・レヴイと共に、事實がイデオロギーに依つて決定されることを信じ難い。實を言へば、生產者の側に在つては、決して「獨占」への思想がなかつたのではない。幾度も企てられたけれども、失敗したに過ぎないのである。從つて獨占發達の緩漫は別に理由が無ければならない。前記ヘルマン・レヴイは「それは對內及び對外競爭の結果である」と稱してゐるが、これは答へにならない。問題は何故獨占が發達しなかつたかといふこと、即ち、何故自由競爭が大にい行はれてゐたかといふことである。これに對して「競爭が行はれてゐたから」といふのは、答へにならない。筆者が獨斷を試みるならば、それは英國產業の永き對外的優越及びその余燼であると思ふ。多くの場合、獨占組織は當該產業が强敵を有する時、又は不振である時に作られる。先進工業國たる英國は實にこの點に於いて惠まれてゐた。それは永い間、眞に恐る可き敵を有しなかつた。此の事情は常に英國產業に脅威されたる後進工業國たるドイツ工業が、夙にカルテル的方向に進んだことに依つても、裏書きされるであらう。又、英國銀行が固く預金銀行たるの性質を固守せることも、一因に數へ得らるゝであらう。これが爲めに、企業は合同を强制されることなく、從つて自由競爭の段階を、尙早に通過し去るが如きことが起らなかつた。寧ろイギリスに於いては、企業の大きいことゝ、その生產能力の大きいことの內に、獨占への傾向が企まれてゐたのである。これはたしかに、一度集中運動が始るや否や、一企業あたりの資本投下額が大きいことの爲めに、新企業の資本調達に對する要求がますゝ大きくなり、かくて新企業の發展が困難になるといふことによる

のである。加之、集中過程を基礎として成立した巨大企業に負けまいとする新企業は、いづれも、甚だ多量の生産物を餘分に供給することゝなり、この企業が利益を擧げ得るのは、需要が著るしく增大した場合にのみ限られる。然らずんば、直ちに價格は下落しこの企業にとつても、獨占團體にとつても、利益が無くなるのである。保護關稅なきイギリスに於いては、競爭企業が少數なる場合に於いてのみ、獨占の利益が利用され得るのである。實にイギリスに於いては、全經濟領域に對して、集中運動の大工業的獨占組織に及ぼす影響が、結晶の如き純粹な形を以て現れたのである。然るにカルテル及びトラストは、戰時から戰後にかけて非常な發展を遂げた。一九一九年復興省はこの問題に關して廣汎な報告を出してゐる。それに依れば、合衆王國の凡ゆる重要な產業部門に聯合及び結合への傾向が增加してゐる。該報告書は九十三個の結合の表を揭げてゐる。戰時狀態が如何に結合への傾向に寄與したかに就いては、先づ戰時狀態に依つて、產業の官廳的又は半官的組織が結合の有力なる基礎を呈供したことを擧げねばならぬ。又結合過程は政府が時々、全產業部門に涉つて、その代表者を召集することに依つても促進せしめられた。又特別利潤稅も之に寄與した。即ち斯稅を免れんが爲めに、利潤の大なる企業は利潤の擧らない企業を買收することが行はれたのである。更に技術的に重要なる一要素として機械使用及び規格化の增加擴張を擧げることが出來る。英國に於ける企業集中化に關して注意すべき一事がある。それは化學工業の如く、全然近代的產業と、纖維工業の如く、往昔の小企業から發展して來たものとでは、獨占發達の速度に相違があることである。勿論前者に於いて、速く、後者に於いて緩漫である。今、有力なる獨占企業を列擧するならば（1）Portland Cement Trust（2）The Steel Works Associations（3）The Industrial Spirit Cartel and the Whisky Trust（4）The Wall-paper Trust（5）The Electrical Industry and Cable Cartel（6）Saet Trust and Saet Sydicate（7）The Fine Cotton Spinners' and Doublers' Trust（8）The Chemical Industry Trust（9）The Tobacco Trust（10）British and International Rail Syndicate（11）The Mineral Oil Companies 等々である。

かくて獨占化せる英國資本主義は著々として保護主義に進んでゆくのである。その徑路を叙する前に、何故英國に保護貿易の行はるゝことがをくれたかを考へてみねばならぬ。それは英國產業が輸出を目的にしてゐることである。輸出の增進は常に外國に對する自由貿易の要求となつて現れる。他面、國內市場の狹隘は保護、特にカルテル保護關稅の效果を稀薄ならしめるが爲めに、保護主義への强い要求が起つて來ないのである。この事情は英國自身に就いては今日でも存在してゐる。例へば本年七月二十一日のオツタワ會議に於けるボールドウィンの演說は、この意味に於いてのみ理解される。曰く「一般列國の繁榮なくして英帝國の繁榮を期し得ざるに依り、特惠制度は成るべく、帝國內の關稅引下げによりて實現す可きものと認む」と。けれども世界列國の狀勢が變化した。英國の周圍は眞に高率なる關稅の障壁である。獨り英國のみ自由貿易國たることは不可能である。既に保護主義への必然性が生ずるならば、獨占資本主義下に之を成就することは容易である。

一九一五年七月十三日には、貿易情報課に對する顧問委員會に依つて、戰後英國貿易策攻究の小委員が任命された。該小委員會は一九一六年一月十一日附を以て詳細なる報告書を提出した。該委員會は廣汎圍に涉る輸入稅の賦課を提案した。更に「戰後商工政策委員會」は巴里經濟會議の決議實行を力說した。更に所謂バルフォア委員會は一九一七年十二月十三日附最終報告書に於いて一、鍵鑰產業の保護、二、ダンピング防止手段、三、帝國特惠關稅の三者を力說した。

大戰中に英國政府が外國貿易に關する各種の統制を行つた事は關知の事實であるが、戰後に於いてこの統制の解

除は容易でなかつた。輸出禁止の件は一九一九年五月までに、事實上一切の輸出が許されたが、輸入禁止解除は英國生産者の强硬なる反對に依つて、容易に行はれず、かくして戰時手段たりし輸入禁止は、遂に平時に於ける保護政策と化した。英國戰後の關稅政策は、戰時の緊急必要に應じて採用された保護的關稅施設の後を受けて、平時に於ける保護政策の基礎を確立せるものであつた。その主要立法は産業保護法及産業保護手續審査規則等であつた。

一九二一年五月三十一日、下院は歳入方法委員會議長ボールドウインが提出せる、産業保護法案（Safegurding of Industries Bill）を可決した。該法案の骨子は、英國の特定産業の保護の目的を以て、外國通貨下落の影響及生産費以下の價格に於ける商品の輸入を防止する爲め、及び之に關聯せる目的の爲めに、特定商品に關稅を賦課することであつた。この法案は（一）鍵鑰産業の保護、（二）不當廉賣の防止及（三）一般通則の三部より成るものであつた。この第一部の品目に該當するものは六千種に達したが、その三分の一は英王國内に産せざるものであつた。この事實は斯法が既存産業のみならず、新産業の創設及發達を助長することを意味するもので、特に化學工業は明瞭なる保護の意圖の下に置かれた。かくて一九二六年化學工業トラストは形成された。その資本は四二、五四九九三〇磅に達した。

更に一九二一年の英國染料法及ドイツ賠償に關する法律は、ドイツ品の輸入を困難ならしめて、事實上内地産業の保護となつた。

一九二二年ボナーロー首相となりたるも、英國關稅の根本的改正は情勢の不利によつて、之を行はざる旨を言明した。

一九二三年ボールドウインが内閣の首班となるや、先づ十月帝國經濟會議を召集して特惠關稅の程度を增進した。而して更に一般的保護政策を提唱して、同年秋議會を解散した。それは外國品の英國市場侵入を防遏し、國内産業の維持發達を計り、失業者減少に資する爲め、必需食料品を除く凡ての製造品に課稅せんとするものであつた。然るに選擧の結果は保守黨に不利にして、翌二四年一月、第一次マクドナルド内閣が成立した。藏相フイリップ・スノーデンは自由黨と結び、保護關稅に大斧鉞を加へ、一九一五年のマッケナ關稅を廢止し、前記産業保護法中の第二部たる不當廉賣防止の規定を廢止し、二三年の帝國會議に於ける特惠關稅增加の實行を中止した。これ大戰後の英國に於ける、最初の自由主義への轉向であつた。當時、保護政策の意味を有する關稅は、僅に産業保護法第一部の鍵鑰産業保護關稅、及び既に植民地に許容せる特惠關稅に過ぎなかつた。

然るに一九二四年秋再びボールドウイン内閣出現するや、再び保護主義へ轉向した。首相は前年の議會に於いて左の如き聲明書を發した。

一、産業保護法を明年度に於いて提出すべきこと。

二、一九二三年の帝國經濟會議に於ける英帝國産食料品の消費增加の爲めに、生産販賣の改善を計ること。

三、帝國經濟調査會を設け、英本國に於ける特惠關稅の決議實行に關する法案の提出。

四、植民地に對し、特惠許與の目的を以て、日常消費の一般食料品に關稅を課せざる事。

之に對して、自由黨及び勞働黨より猛烈な反對を見たが、政府は方針實行の目的を以て、翌年二月三日産業保護手續及審査規則を決定して、即日之を公布實施した。

同年四月二十八日藏相チャーチルに依りて提案され、その結果改正されたるものは、一、マッケナ關稅復活、二、絹、人絹關稅新設、三、釀造用ホップ關稅新設、四、レース及び刺繍關稅新設、五、帝國特惠關稅の擴張であつた。

更に十二月二十二日には双物類、手袋、瓦斯マントルの新關税が裁可された。

一九二一年の鍵鑰産業保護法の實施期間滿了の切迫と共に、歳入手段方法委員會は、商務省の任命せる委員會が一九二六年三月二十九日提出せる報告に基き、該法第一部を更に十ヶ年、即ち、一九三六年八月十九日まで繼續すべきことを決議し、同時に、税率の改正を提議した。その税率改正は一九二一年の産業保護法と比較するに、一般的增率を行はむとするものであつた。要するに、之に依つて、一九二一年の保護法中、不當廉賣に關する第二部は自然消滅となり、鍵鑰産業の保護が一層厚くなつたのである。併し乍ら、こゝに注意すべきは、前記謂ふ所の鍵鑰産業が、事實上、鍵鑰たらざる産業なるの一事である。輸入額に於いても國内生産額に於いても頗る僅少であつた。かゝる産業を何故保護しなければならなかつたか、その一は戰時用品自給策である。歐洲戰後の世界は決して平和への道を歩まずして、第二次世界大戰の危機を孕みつゝある。前記被保護産物中には、大戰前はドイツより輸入された品目が頗る多い。その意圖は洵に判然たるものがある。その二は英國の諸カルテルの勢力である。被保護品目中前記化學工業トラスト、人絹トラスト、キャラコ染トラスト、電機工業カルテル、鋼鐵トラスト等の産出にかゝるものがその大部分を占めてゐる。之を明にする爲めに、所謂鍵鑰産業と稱せらるゝものゝ品目を列擧して置かう。

(1) 完成品タルト否トヲ問ハズ、光學用ガラス及光學用品。
(2) 口附ガラス器、フラスコ、ソノ他學術用ガラス器及ランプ器、其他
(3) 電流計、高溫計、分析秤、ソノ他ノ學術用器械。
(4) 無線電信用ヴァルブ及整流器、眞空管。
(5) 發火マグネット、永久マグネット。
(6) アーク燈用炭素。
(7) 莫大小用針。
(8) 金屬タングステン、含鐵タングステン及金屬タングステン製品、及セリュウムその他稀有土金屬の混合物
(9) 總ての有機化學的合成品。一切の精製化學品、及醱酵過程に依りて作られたる化學製品。

之に絹及人絹關税双物關税、マッケナ關税（自働車、時計、樂器、活動寫眞用フィルム）等を併せ考ふれば、英國輓近の保護主義が奈邊にその原因を有するかは、自ら明であると云はねばならぬ。

一九二七年二八年の兩年には重大なる關税上の變動はなかつた。依つて少しく眼を關税法制定の經過から轉じて、その背後に於ける諸種の氣運、運動等を一瞥してみよう。

一九二七年に於ける重要なる一事件として、世界經濟會議を擧げることは、必ずしも不當ではあるまい。この會議に於いて、英國は關税障壁並びにその他の貿易制限の廢止を主張してゐる。この事は戰後英國が採りつゝある保護主義と、一見矛盾するものゝ如くであるけれども、本來狹隘な内國市場を有する英國にとつて、關税障壁は望ましいことではない。何故ならば、關税障壁は内國市場が廣大なる時にのみ、その充分の力を發揮し得るからである。然るに敢て英國が關税壁を作らんとしつゝあるは、自國市場が、他の關税に庇護されたる工業國のダンピングに依つて、征服される危險にさらされてゐるからである。從つて出來得るならば他國にも自由貿易を採らせたいのである。同樣な態度は一九三〇年のジュネーブ關税平和會議に於いても現れた。それは關税の引上を今度二年間中止すべしとの、英國商相グラハム（勞働黨）の提案に基くものだ。これは事實上不成功に終つて了つた。惟り諸外國の充分なる承認を得なかつたゞけではない。英國内に於いてすら、グラハムは非難された。二七年と三〇年、この三

年間に於いて、英國民のイデオロギーは殆んど決定的に保護主義へと向つてゐたのだ。

イギリス保護關稅運動の最高指導者はメルチェット卿モンドであるが、彼は一九二八年末に於いて、金屬工業の最大勞働組合（Iron and Steel Trade Confederation）を保護關稅說の味方にすることが出來た。更に綿絲紡績工勞働組合も自己工業の保護關稅主義に贊成した。こゝに於いてか纖維工業地の自由貿易論を保持する勞働黨代議士との間に注目すべき紛議を生ずるに至つた。

一九二九年末に至つてビーバープルック卿及びロザミーア卿の保守黨系新聞は、特に猛烈に保護關稅を煽動した。兩者の相違は、前者が英帝國內自由貿易と對外關稅保護を主張するに對し、後者が英本國の保護關稅を力說する點に在る。前者は外國の農產物に對しイギリス帝國の農產物を保護し得る爲めに、イギリスの食料品關稅を要求した。これに對し、ロザミーア卿は食料品の無稅輸入を主張し、その代り國庫の補助金で地主の損失を償はうといふ。ロザミーア卿は直にビーヴァーブルックと妥協し、その綱領を承認した。保守黨はこれより益〻保護主義に傾いてゆく、越えて一九三〇年一月三十日保守黨議員リーマーは議會に於いて「イギリス領土は領土內の自由貿易を理想とする一つの經濟的統一體として發展すべきである」との提案をなした。他の保守黨議員マージョリー・バンクは殆んど公然ビーヴァーブックの政策に贊成の意見を開陳した。ロイド・ジョージとフィリップ・スノーデンは猛烈に反對した。ボールドウインは沈默してゐた。然るにボールドウンは二月六日倫敦に於ける演說に於いて、保護關稅の單純化を要求し、グラハムがジュネーヴで宣傳した「關稅平和」に反對した。二月八日にはボールドウイン內閣の前植民相アマリーはバーミンガムに於ける演說で、ボールドウインの演說の趣旨に從つて「今後保護關稅は失業問題に於ける黨の專ら建設的な撲滅策」となると聲明したが、併し彼はボールドウインとは異つて、食料品關稅を拒否しなかつた。二月二十日新聞卿達は「合衆帝國黨」なる一新保守黨を樹立し、一般市民に加入をアッピールした。保守黨にとつて事は急迫した。同二十五日遂にボールドウインは降服した。彼は「それがイギリス領土の經濟的統一を意味し、領土內で自由貿易を行ひ、必要の場合には他の國に對する保護關稅に依つて支持を與へるといふ意味に於いて」帝國內自由貿易に贊成すると聲明した。併し「實際上の政策としては領土內自由貿易は不可能である。自治領はそれを欲しない事を、最も明瞭に表明した。それにも拘らず、領土內自由貿易は吾々が眼前に見ることの出來る、吾々領土の終極的な形相である。吾黨の政策は次のことを包含する。吾國工業の保護、領土內優先待遇、領土內の合理化、領土內の協力」と。

併しビーヴァーブルックはこれでは滿足しない。彼は全國に亘つて新黨の爲めの鬪爭を開始せんとした。彼はもしもイギリスがカナダの小麥を無稅で輸入し得るならば、カナダはイギリスの鋼鐵や鋼鐵商品を無稅で輸入するであらうと言明する。

三月五日ボールドウインは遂に聲明した。保守黨が再び政權を握るときには、「工業の徹底的自衞策を守るべく、新政府は就任後直ちにイギリス領土の會議を召集して、經濟的統一の可能性を論議するであらうし、萬一食料品關稅を制定するときは、特別の國民投票によりて決定すると。ビーヴァーブルックは即日聲明して曰く「余はボールドウインの演說に贊成であり、且つ自分の政黨を解散する」と。

四月八日ボールドウインは自由主義の本據マンチェスターで宣言した「吾國の政治家を三代に亘つて支配した自由放任主義の終末が見られる。自由貿易の時代は過ぎ去る。それはもはや今日新しい自由貿易主義者が生れて來ないからだ」と。

併し乍ら自由貿易から保護關税へのイギリスの終極的移行を示すものは、七月五日に公表されたるイギリス大銀行家連の保護貿易宣言である。この決議は自由貿易の傳統を打破して、英帝國外の諸國から來る總ての商品に關税を課すべきことを要求してゐる。その署名者は、マッケナ・ピーズ、（ロイド銀行）ゴッシエン（ナショナルプロヴィンシアル銀行）ピアステッド（ローヤルシエル石油會社）ワイガム（イングランド銀行）ハムブロー（ハムブロー銀行）ピーコック（ベアリング銀行）等々十五名の大銀行の指導者及二三の大工業家である。バーリレー銀行の頭取グッドイナフもこれに關係してゐる。この中、マッケナ及ピーズは一九二六年の有名な國際銀行家の自由貿易宣言に署名した人々である。そしてこの決議は保守黨、勞働黨及自由黨の指導者に送付されることになつた。保守黨の保護主義化は言ふまでもない。勞働組合も婉曲な言葉で領土内自由貿易に贊成してゐるし、トーマスは「政府が關税政策に關して、何等の束縛なしに、秋の（一九三〇年）英帝國會議の討論に臨むこと」を聲明してゐる。これ等の事はイギリスの自由主義の終焉と保護關税への進展を明示してゐる。

この傾向は關税平和會議の關税休戰協定に對するイギリス委員の同意拒絶にも見出される。元來、これは前述の如く勞働黨内閣の商相グラハムの提案にかゝり、「一ケ年間だけ關税を引上げない」との協定に過ぎない。然も該期間中と雖も、之を破棄する個々の國の權利は放棄されてゐない。この貧弱な條約でさへ、イギリス委員に依りて拒まれた。

獨占資本主義への英國の轉化は、單に保護貿易を激成せるのみでなく、その嫡子ファシズムを生むだ。一九三〇年十二月に於けるモーズリー宣言が之である。これより先同年五月モーズリーは同僚トーマスの失業對策を批判して辭職した。その批判の本質は輸出補助に依つて恐慌を緩和せんとするトーマスとは反對に「國内市場に注意を向けしめむとするに在る。モーズリーは六十才以上の總ての勞働者に一週一磅の年金を與へること、及び義務教育年齢を十五才に引上げることを提案した。これによつて四十三萬人の勞働求職者を市場から引去ることが出來るといふ。尚、この他に、三十萬人を土木事業に使用せよといつた。このモーズリーが十二月初めに、他の十六人の勞働黨議員等と共に、一つの覺書を發表した。その覺書は先づ「第十九世紀に生れた議會機關を以て、經濟恐慌に當る事は不可能である」との斷定から出發する。政府は五人の無任所大臣から成る非常時内閣の手に歸すべく、平常時の内閣は、執行機關としてより廣汎な働きをする。又、イギリス經濟の生體に合理化を遂行すべき全國的經濟的計畫組織を作らなければならない。農業生産と工業生産の間には、新しき均衡を作らなくてはならない。イギリス經濟の將來は國内市場を基礎とすべきで、之に對する外部よりの侵入を防ぎ、又、勞働者の購買力を增加させねばならぬ。これが爲めには輸入監督局を設置して、食料品及び原料品の輸入を統制せねばならぬ。工業に於いては、商品局を設置して、關税又は認可に依りて、商品輸入を統制する。更に恐慌の直接的克服の爲めには、大規模な公共事業及び國家的住宅建築を要求する。等々。

而して曰く「吾々はこれ等の實際的政策を提唱したからと言つて、吾々の社會主義的公言を放棄するものではない。直接的な問題は、誰がイギリス産業を所有すべきかでなくして、イギリス産業全體の存在の問題である。吾々は國民的危急に當る爲めに、即時的行動を要求する」と。これは明かに成長しつゝあるイギリス・ファシズムの基本的文書である。そのプログラムは勞働者階級、保護關税主義者、等の要求の混合物であり、これをファシスト的方法で實現せんとするものであり、その理論的基礎は「組織化された資本主義」の理論である。その署名者は大工業家にしてその首相たるボールドウインの子息、カーゾン卿の伜モーズリー、及同夫人「左翼」獨立勞働黨のグルー

プ、即ちW・E・ブラウン、R・フォルガン博士等、坑夫議員ビーヴアン等である。これはイギリス大ブルジョアジーの少壯政治家の精神的指導下に在る「左翼」と「右翼」の混合物である。

かゝる狀勢に適合すべく「學者」が登場した。ケーンズ及スタンプはその自由貿易主義を放棄して、イギリスに於ける全般的關稅の制定に贊意を表した。ケーンズは原料品及食料品を除く全商品に對する一割の財政關稅！を主張し、スタンプはそれでも關稅の制定を、物價水準が戰前の高さに達するまでの間に限らうとした。

イギリス産業家の大團體たるブリテン産業聯合會は、全般的價値關稅制定の具體的要求を掲げた。

三一年四月初めボールドウインはビーヴァーブルックの「割當制度、外國食料品の輸入禁止或は關稅賦課に依つて、單に工業のみならず、吾が國内の小麥及び一般農産物をも發展せしめる爲めの政策が行はれなくてはならない」といふ要求を承認し、之に依つて保守黨はイギリス八十年の傳統と絶緣して最終的に食料品保護關稅策に轉向した。

三一年の五月以降、イギリスの外國貿易は月々に悪化した。

	輸入（千磅）	輸出（千磅）
五月	六三八九	三三八九
六月	六二六〇	二九四三
七月	六五二一	三四二五
八月	六一四一	二九一四
九月	六八三二	二九八五

從つて保護貿易か自由貿易かの問題が、選擧鬪爭の中心となつた。

保守黨の態度は決定的である。勞働黨は、勞働組合總評議會が八月末にマクドナルド政府に從價一割の財政關稅を提案してゐるのみ、自由貿易の舊い旗印をかゝげた。

選擧の結果は自由黨がたつた四人のグループに縮少し、擧國一致内閣が出來た。この内閣にはイギリス議會政治史上未聞のことが行はれた。それはスノウデン、シンクレア、サミュエル及びマクレアンの四人の自由貿易主義大臣が、總ての完成商品に全般的保護關稅を賦課するとの閣議決定事項に、公然鬪爭するといふ權利を留保した。

併し保護關稅制度は一歩〳〵實現されつゝある。昨年九月には煙草關稅が引上げられた。十一月一日には「ダンピング防止の爲め」非常關稅法が實施された。それは家庭用陶器、刄物、ラヂオセット、毛織物、紙類等十一種目の完成品に從價五割の課稅を規定してゐる。十二月一日にはこれは更に擴張されて、ガラス瓶、毛絲、リンネル布等十一種目に同じく五割の從價稅が課せられた。その結果は商務省議會委員の十二月四日付議會報告に依れば、完成品及半製品（一九三〇年輸入額三億七百萬磅）に一億一千萬磅の關稅が課せられて居り、その中三千七百萬磅がこの二つの規定に基いて課せられる。

その他に十一月二十五日より實施されたる十割關稅がある。これは完成品又は半製品にして、その輸入が異常の額を示す場合、從價十割を越えざる範圍内で、商相の自由裁量に依つて、決定賦課される。但し通過商品に對しては課稅しない、期限六ケ月。

更に本年四月二十一日英國政府は、輸入稅諮問委員會の勸奬に基き、昨年末實施せる從價五割の非常輸入稅法を四月二十六日限り廢止し、該課稅品目を全部從價一割一般稅表に移し、同時にその稅表中完成品類大部分に對し一割（例外あり）、螢澤品に對し一割五分乃至二割、鐵鋼半製品に二割三分三厘の各從價附加稅を課すべき旨公布した。

右附加稅は現在若しくは近き將來、國內に於いて相當價額にて充分生產し得る見込あるものを保護し、旁、贅澤品の輸入を制限せんとする趣旨に出でたるもので、鐵鋼製品に就いては、最少三ケ月間、又其他に付ては十二ケ月間稅率を輕減されない規定である。更に五月九日の下院に於いて、藏相は絹織物生產業保護の緊急必要を說き、翌十日暫定的保護施設として、絹物に對し、一割の從價附加稅を課する案を提出し、十一日から實施するに至つた。この結果として、從來絹紬は十四割、富士絹は九割、羽二重は五割（本年五月初旬相場にて）に當れる稅率が、更に從價一割の附加稅を課せられる事となつた。

前述せる如き英國關稅制度の漸次的樹立は、世界經濟の全面的保護主義の一部をなすものに過ぎない。世界の高率關稅障壁を敍するは本文の目的外なるが故に、之を省略するけれども、米國は建國以來の保護主義國であり、フランス亦之に劣らない。實にエコノミスト誌（昨年十二月十五日號）に依れば、昨年一ケ年中に、新關稅の賦課又は舊稅率の引上は約六十件に及び、國はアメリカ、フランス、ドイツ、イギリス、イタリー、オランダ、チェッコ、チリ、ベルギー、支那、カナダ、南阿、インド、アルゼンチン、コロムビア、シヤム、海峽植民地、エヂプト、スペイン、スヰス、ソヴエト・ロシア、ユーゴースラビヤ、ウルガイ等に及んでゐる。かゝる周圍の事情に包まれたるイギリスが、自由貿易政策を採り得ずして、保護主義への急角度施回を行つたことは當然といはねばならぬ。然るに既述の如く、狹隘なる內國市場を有する國に在つては、保護關稅は比較的效果が薄弱である。既に保護主義へ移行せるイギリス・ブルジョアジーにとつて、次の問題は廣汎なる內國市場の獲得である。大英國十字軍運動はかゝる使命を有するものであり、オッタワ英帝國會議、亦、かゝる關聯にその眞の目的を持つ。故に少しくこの會議に就いて記述しよう。

英帝國會議は一八八七年に於ける英植民地首相會議に始る。一九三〇年十一月一日第一回の英帝國會議はロンドンに開催された。この會議に於いては經濟問題殊に英帝國內相互貿易促進問題を中心とする英帝國內特惠關稅政策の採擇、主要生產品の割當制度等の諸問題に就いて、意見の交換を行つたが、何等具體的決定を見るに到らなかつた。勞働大臣トーマスは午餐會の席上で次の如く云つた「從來、吾が全自治領の首相又は代表者達は『自治領第一、帝國第二』と言つて來たが、これは亦ブリテンの立場でもある。余は政府の名に於いて言ふが、政府の第一に考へることは政府自身の國である」と。この言葉は帝國會議の全貌の正しい特徵づけである。どの自治領も各國の工業の爲めに、保護關稅を要求してゐる。從つて帝國內自由貿易は、最初から問題にならない。

亦、當時イギリス勞働黨政府は帝國會議に於いて確固たるプログラムを持つてゐなかつた。勞働黨政府は帝國內自由貿易に反對すると共に、食料品關稅の制定に反對した。されば會議の指導は全くカナダ首相ベネットの手に歸した。ベネットは領土內部の一割特惠待遇案を提案した。同時に、小麥の割當制度も提案された。併し全般的一割特惠待遇は、少くともイギリスに於いて領土外から來る食料品及原料品に關稅を制定することを意味する。これはオッタワ會議を敍する際に述ぶべき理由に依つて、著るしく困難である。かくて會議はヴアルガが「一九三〇年第三四半期の經濟及經濟政策」に於いて豫言せる如く、何等積極的結果なしに幕を閉ぢたのである。唯、帝國內相互貿易促進の緊要なることを認め、之が實行手段考究の爲め、一年以內に更に和蘭のオッタワに會議を開催し、討議を續行することゝなつた。然るに偶〻オーストラリア及びニージーランドに於ける內政上の都合に依り、之を延期して一九三二年七月二十一日よりオッタワに開かれることゝなつた。之に參加せるものは英本國を始めとして、カナダ、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、南阿聯邦、ニューファウンドランド、インド、南ロー

デシアの九邦代表であつた。

その議題は（A）一般貿易關係（B）通貨及金融問題（C）通商協定の商議であるが、その中、最も重要なるものが、（A）の（一）なる、英帝國內貿易に關係ある通商及關稅政策の審議に在るは勿論である。（A）の（一）は更に小分されて、

（a）互惠的關係に在る通商及關稅政策の審議及び互惠的特惠關稅主義を承認すること

（b）現行及び今後特惠關係を英帝國內一般に適用すること

（c）外國に與へ居る關稅上の利益を、英帝國內の他の部分にも及ぼすこと

（d）英帝國內の關係に於ける輸出補助金及び不當廉賣課稅

（e）特惠稅率を享くるに必要なる empire content（商品の含有する英帝國的原料及び勞力）の割合を決定すること。の五つになつてゐる。

その成果は（一）決議事項（二）英國と諸自治領（アイルランドを除く）間の協定（三）英國と印度間の協定に分れるが、こゝで特に問題とすべきは、（二）の英國と諸自治領間の協定である。その要點を擧ぐれば

（一）英國現行法 import duty act に依り無稅の英帝國產品は一九三二年十一月以後も無稅とす。

（二）英國は協定附表指定の外國品に一定の稅率を課するよう、措置すべし（その品目は、銅、冷凍魚、小麥、バター、チーズ、粉ミルク等）

（三）協定附表に指定する外國品に對する英國現行輸入稅率一割は、當該自治領の同意なき限り引下げず。（品目多數）

（四）自治領は夫々の協定附表に指定する英國品に對し、特惠を擴張又は維持す（絹、人絹、綿織物、電氣材料、鋼鐵及び鋼製品、化學藥品等を含む）

（五）（イ）自治領の保護關稅は目的達成の見込ある產業に付てのみ實施す

（ロ）自治領は生產費の關係に於いて、輸入英國品が當該自治領產品と合理的競爭をなし得ざる如き高率の保護關稅を設けざる主義をとるべし。

（六）英國植民地及び保護領と自治領間に、特惠關係を結ぶ樣措置すべし等である。

かゝる成果を如何に評價するかは、評者の見地如何によつて異るものではあるが、兎に角、充分なる成果と考へる人は居るまい「多少」が「相當」な成果位の處であらう。その主原因は何處にあるか、それは自治領に對する英本國の支配が、漸次に弱まつて行きつゝあることである。今、帝國內諸國の全輸入に於いてブリテンの占むる地位を示さんに、

	一八七五	一九〇〇	一九一三	一九二〇	一九三一
オーストラリヤ	七三	六一	五二	三九	三九
ニュージーランド	六四	六一	六〇	四八	四九
カナダ	四九	二四	二〇	一二	一七
南アフリカ	八三	六三	五六	五六	四三
印度	七七	六五	六五	四七	三四

の如く、急落しつゝある。反對にブリテンの輸出よりみるも、一九二七年八年に於いては、全輸出中、英帝國內

への輸出は夫々四六％、四七％であつたのが、一九二九年の世界恐慌によつて、二九年には四四％、三〇年には四三％に低落した。これ等の事はブリテンをして帝國會議開催の必要を感ぜしめた所以であり、同時に充分なる成果を收め得ない原因でもある。殊に大戰後、世界市場に於けるブリテンの覇權が失はれその反面として帝國市場の重要性が增加したのである。然るに一九三〇年の會議は全く無成果に終つたに對し、本年のは何故多少乍らも效果を收め得たか。その一原因として、前回に於いてはブリテンが全く武器を有しなかつたのに、今回は武器を有してゐた。即ち一九三〇年に在つては、相互的讓歩をなすに必要な關税制度へ、ブリテンが充分移行してゐなかつた。然るに一九三一年のブリテン金融恐慌及擧國内閣の成立は、この移行を充分に行はしめた。一九三二年二月の輸入税法に依る非常なる關税制度は一九三二年十月までに、自治領及印度に對する充分なる除外例への準備を完成したのである。且つ之と相並んで、小麥割當制度も準備されたのであつた。

第二の原因は金融恐慌に基くブリテンの金本位離脱が自治領への支配を弱めたる反面に、自治領は原料輸出國としての性質上、世界經濟恐慌の打撃を最も強烈に受けたことであつた。

けれどもオッタワ會議の意義はかゝる内政問題の考察では盡し得ない。それは帝國外の關係に於いて考へられなければならない。換言すれば世界帝國主義國ブロック間の鬪爭を基礎として、就中、ブリテン帝國主義對アメリカ帝國主義の鬪爭を基礎として、進んでは對ソヴェート同盟鬪爭の基礎の上に、考察されなければならぬ。

九月二十日の諸新聞はスノーデン以下四閣僚及び之に伴ふ人々が、オッタワ會議の決定を以て、自由貿易主義に反するものとして桂冠せる由を傳へた。これは既述の如く、入閣當時に於いて保留せる權能の行使である。洵にオッタワ會議は、冷凍鮭、オレンヂ、小麥、その他數種の生菓子及干菓蘿詰、果物、バター、チーズ、ミルク（煉乳及粉乳を含む）肝油等の食料品にして、外國より輸入せらるゝものに、一定の關税を課することを決定したるが故、特に食料品關税を避くべき地位にあるスノーデン等が、之に甘んず能はざるは當然であるが、固よりオッタワ會議のみが原因に非ずして、擧國内閣成立以來の保護主義傾向が、事をこゝに到らしめたであらう。他面、マック首相をして「内閣の分裂を賭しても」保護主義を採るに至らしめたる情勢の存せることを、然もその結果内閣は倒壞することなく、容易に新閣僚を補充し得たることを、それ程に自由貿易論者が社會的に無力となれることを、看取し得るであらう。

オッタワ會議の結果は屬領及植民地は續々關税の引上げを行つた。十月十四日マレー聯邦は一割乃至二割の引上げ又は新關税を制定した。カナダも十三日より實施した。南阿聯邦亦十三日より、同樣引上げを行ひ、殊に棉布十二割、人絹九割七分の禁止的關税を制定した。そして十八日下院に於いて自治領省トーマスはオッタワ協定成立の結果、これと兩立せざるに至つた英露通商條約を廢棄する旨聲明した。同日の英國下院に於いてはネヴィル・チェムバーレンがオッタワ協定實施に關する法案を提出して説明したる後、勞働黨院内總理ランズベリーはオッタワ協定を攻擊して「オッタワ協定は英帝國發展のために何物をも寄與しない」と言ひ、最近、協力内閣の内相を辭せる自由黨のサミュエルは單なる英帝國の協力よりも、國際的協力の重大性を力説し「オッタワ協定の結果、英國は英帝國以外の諸國からの友情を失ふであらう」と、そして「自由黨が今後政權を握る曉に於いては、五ケ年間有效の右協定を六ケ月の豫告で廢止することに修正するか又は協定を廢棄する手段に出づるであらう」と述べた。併し「自由黨が政權を握る日」が來るといふ樣な事を、果して想像し得るであらうか。恐らくオッタワ協定はその全期間存在することであらう。十八日ロンドン發電は（朝日新聞による）「該協定に對する討論が生新を缺き、下院としては

何等躊躇するところなく、該協定の批准を急ぐべきことを要望してゐる模様である」と傳へ、二十日發電は四五一票對八四票を以て、該協定が可決されたことを報じてゐる。

かくて沒落せる自由貿易論が、再びその昔日の勢威を回復するの日が訪れるであらうか、否、何等かの勢力を英國に有するの日が來るであらうか。この問題は世界關稅障壁の問題と關聯する。そして更に「組織化されたる世界資本主義」の問題に關聯するがそこまで深く論じないでも筆者は「否」と答へる。世界市場に於ける鬪爭が續く限り、高率關稅障壁の低下は望み難く、從つて英國自由主義論も同じ運命の下に在るものと考へるべきであらう。

參考書目

一　經濟學前史——高橋誠一郎著
二　Weltwirtschaft u. Aussenhandelspolitik. 1931—Röpke
三　世界經濟年報各號——ヴァルガ
四　Monopolies, Cartels and Trusts 1927—Hermann Levy
五　エコノミスト各號——大阪毎日社
六　European Tariff Policies 1928—Delle Donne
七　金融資本論——ヒルファディング、林西譯
八　海外經濟事情、第五年第三八號——外務省通商局
九　英國經濟史及學說——アッシリー。野村兼太郎譯
一〇　近世資本主義發達史——ホブソン。住谷譯
一一　クライミングボーイ研究——高村象平。三田學會雜誌第二十三卷第七號
一二　一八四二年前の炭坑勞働狀態——高村象平、同誌、第二十四卷第七號
一三　採炭方法の變化と兒童雇傭——高村象平、同誌、第二十四卷第四號
一四　資本論第一卷第七編第二十三章——マルクス、高畠譯
一五　The Industrial and Commercial Revolution in Great Britain. 1922.—Knowles
一六　Ricardo and Old Political Economy—A. Taynbee
一七　The Economic Interpretation of History—T. Rogers
一八　帝國主義論——レーニン。岡田宗司譯
一九　東京朝日新聞
二〇　讀賣新聞